

宮城県中小企業共済協同組合の現状

業務及び財産の状況に関する説明書類

2009 年
DISCLOSURE

宮城県中小企業共済協同組合

目 次

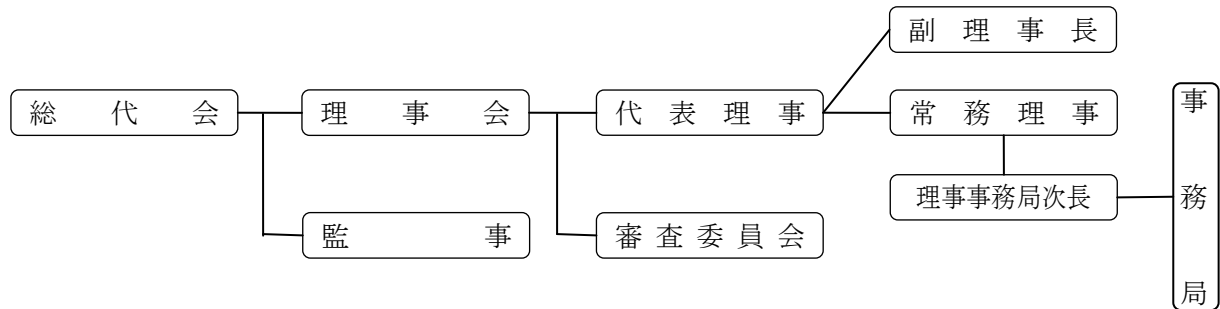
1. 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	2
(1) 業務運営の組織	
(2) 役員の名及び役職名	
(3) 事務所の名称及び所在地	
2. 組合の主要な業務の内容	2
(1) 中小企業共済事業	
(イ) 自動車事故費用共済	
(ロ) 生命傷害共済	
(ハ) 休業補償共済	
(ニ) 所得補償共済	
(ホ) 中小企業者総合賠償責任共済	
(2) 全国中小企業共済協同組合連合会の受託事業	
(イ) 労働災害補償共済制度	
(ロ) 医療総合保障共済制度	
(ハ) 傷害総合保障共済制度	
(3) 東北自動車共済協同組合の受託事業	
3. 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	3
(1) 直近の事業年度における事業の概況	
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(イ) 事業収益、賦課金等収入及び事業外収益の合計額	
(ロ) 経常利益金額又は経常損失金額	
(ハ) 当期純利益金額又は当期純損失金額	
(ニ) 出資金	
(ホ) 出資口数	
(ヘ) 純資産額	
(ト) 総資産額	
(チ) 責任準備金残高	
(リ) 貸付金残高	
(ヌ) 有価証券残高	
(ル) 法第59条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(ヲ) 職員数	
(ワ) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
(カ) 組合員以外の者の共済事業の利用の割合	
4. 責任準備金の残高として別表第二の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率	4
5. 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	4
(1) リスク管理の体制	
(2) 法令遵守の体制	
(3) 組合員以外の者の共済事業の利用の管理の体制	
6. 組合の直近二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	6
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面	
(2) 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(イ) 破綻先債権に該当する貸付金	
(ロ) 延滞債権に該当する貸付金	
(ハ) 三月以上延滞債権に該当する貸付金	
(ニ) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
(3) 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより、得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額	
(イ) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権	
(ロ) 危険債権	
(ハ) 要管理債券	
(ニ) 正常債権	
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(イ) 有価証券	
(ロ) 金銭の信託	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(6) 貸付金償却の額	

〔業務及び財産の状況に関する説明書類〕

宮城県中小企業共済協同組合

1. 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1) 業務運営の組織



(2) 役員の名及び役職名

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	佐伯昭雄	理事	高橋武徳	理事	大崎勝治
副理事長	天野忠正	理事	四竈均	理事	武藤利孝
副理事長	今野敦之	理事	大野裕	理事	渡邊一正
常務理事	遠藤雅孝	理事	阿部健雄	理事	菅原慶志
理事	千葉三男	理事	春日敏春	理事	男澤孝基
理事	伊達民也	理事	間庭洋	理事	菅原雄二
理事	岩沼徳衛	理事	相澤徳雄	監事	加藤亨二
理事	日下公	理事	鈴木みどり	監事	阿部幸悦
理事	佐藤浩	理事	加藤慶教	監事	小野宏明
理事	森益朗	理事	菅原喜一		

(3) 事務所の名称及び所在地

名称 宮城県中小企業共済協同組合
 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目14番2号

2. 組合の主要な業務の内容

(1) 中小企業共済事業

(イ) 自動車事故費用共済

補償の内容	契約車両が自動車事故に遭い、自車側に死亡・後遺障害等けが人が生じたり、相手側に同様の被害（自車側に過失がある場合）が生じた場合に発生する様々な費用をカバーします。
対物担保特約	他人の財物を破損・汚損・滅失させ場合に適用します。（最大3万円）
車両事故共済金特約	自損事故や盗難などにより、損害が生じた場合に適用します。（最大3万円）

(ロ) 生命傷害共済

補償の内容	傷害共済は業務上や日常生活において、不慮の事故による死亡、後遺障害および入・通院・往診に対して適用します。生命共済は、病気による死亡の場合に適用します。
-------	--

(ハ) 休業補償共済

補償の内容	企業が火災事故や爆発事故等に遭い、休業したために損失が生じた場合に適用します。（1日最大5万円、90日限度）
-------	--

(ニ) 所得補償共済

補償の内容	業務上業務外を問わず、共済期間中に傷害または疾病によって入院したり、自宅療養のため、8日間（免責期間7日）以上継続して、現在の仕事に全く従事できなくなったときに適用します。（最大12ヶ月）
-------	--

(ホ) 中小企業者総合賠償責任共済

補償の内容	施設等の管理、製品・商品の製造・販売、請負業務遂行中の事故等に起因する賠償責任が生じた場合に適用します。
オプション補償	○賃借施設の貸主に対する賠償責任 ○食中毒・伝染病の発生に伴う休業補償 ○個人賠償責任 ○預かった物の預け主に対する賠償責任

(2) 全国中小企業共済協同組合連合会の受託事業

(イ) 労働災害補償共済制度

補償の内容	政府労災保険の上乗せ補償として、簡単かつ効率的に就業中や通勤途上の事故・ケガを補償する制度です。
-------	--

(ロ) 医療総合保障共済制度

保障の内容	傷害・疾病による入・通院に、がんによる入・通院、がん診断、手術、退院後療養等をセットした手厚い保障等の共済制度です。
-------	--

(ハ) 傷害総合保障共済制度

保障の内容	毎月一定の掛金で、日常生活での思いがけない傷害事故や疾病・介護見舞金等経済的負担をワイドに保障する制度です。
-------	--

(3) 東北自動車共済協同組合の受託事業

保障の内容	自動車共済事業で対人・対物賠償責任共済、搭乗者傷害共済、車両共済に各種自動付帯特約や任意付帯特約、各種割引制度、無料緊急電話サポートサービスの提供、東北6県はもちろん、日本全国で網羅する事故処理ネットワークで万が一の場合でも安心してご利用いただける制度です。
-------	---

3. 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況

区 分	平成 20 年度末	区 分	平成 20 年度末
組合員数	2,486 人	事業比率	80.56%
出資総額	3,109,000 円	支払共済金	8,590,913 円
代理所数	70 代理所	損害率	95.25%
契約件数	7,439 件	支払再共済料	4,975,158 円
収入共済掛金額	9,019,380 円	収入再共済金	6,881,048 円
受託業務手数料	45,567,034 円	当期純利益金額	3,389,519 円
事業費	43,973,723 円		

(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (イ) 事業収益、賦課金等収入及び事業外収益の合計額（特定共済組合等にあつては、経常収益）
- (ロ) 経常利益金額又は経常損失金額
- (ハ) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (ニ) 出資金
- (ホ) 出資口数
- (ヘ) 純資産額
- (ト) 総資産額
- (チ) 責任準備金残高
- (リ) 貸付金残高
- (ヌ) 有価証券残高
- (ル) 法第59条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額
- (ヲ) 職員数
- (ワ) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額
- (カ) 組合員以外の者の共済事業の利用の割合

(金額単位：千円)

科 目	平成 20 年度	平成 19 年度			
収 益 総 額	66,280	70,119			
経常利益金額 (経常損失金額)	3,690	6,963			
純利益金額 (純損失金額)	3,390	5,363			
出 資 金 額	3,109	3,061			
出 資 口 数	6,218	6,122 口			
純 資 産 額	38,773	35,336			
総 資 産 額	49,540	48,728			
責任準備金残高	7,242	8,111			
貸付金残高	0	0			
有価証券残高	20,064	24,910			
利用分量配当金額	2,706	0			
職員数(火災共済兼務)	13 名	14 名			
正味収入共済掛金	3,993	3,645			
員 外 利 用 率	12.0	15.3			

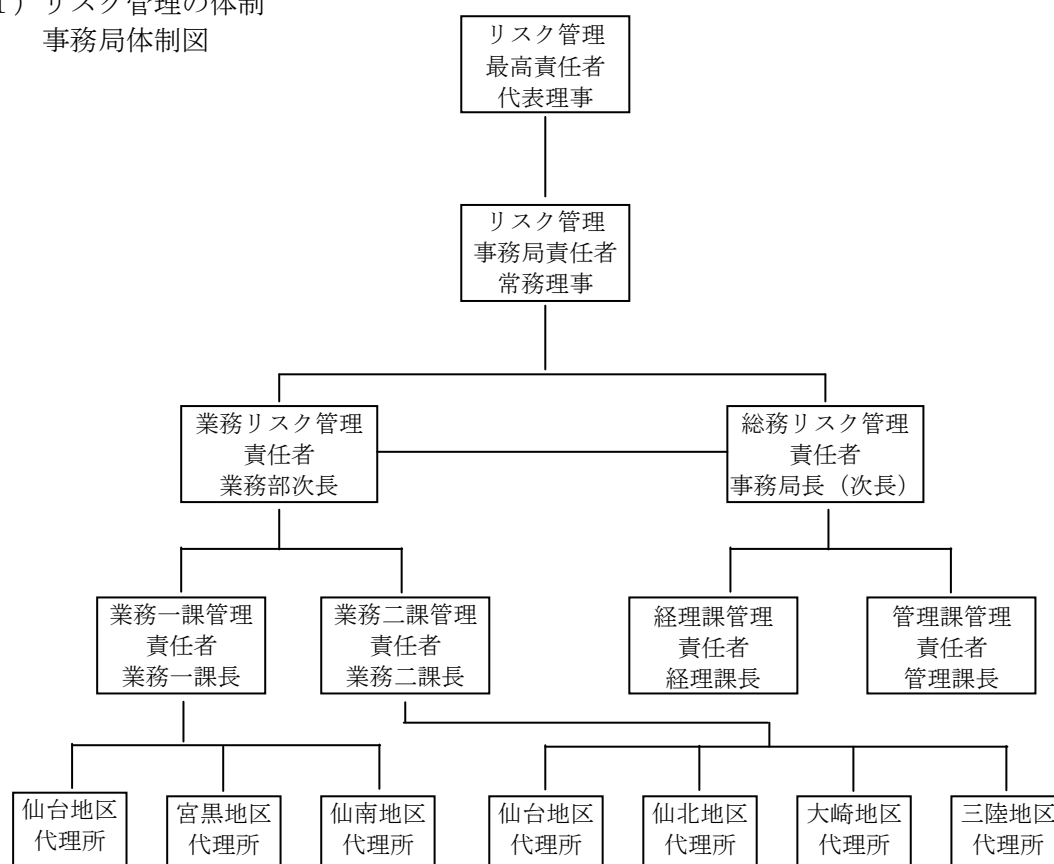
4. 責任準備金の残高として別表第二の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率

契 約 年 度	責 任 準 備 金 残 高	予 定 利 率
平成 20 年度	7,242 千円	0.405
平成 19 年度	8,111 千円	0.405

5. 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の体制

事務局体制図



業務運営に関するリスク管理については、日常・月次・年次の業務取扱の中で内部チェック機能を充実させ、リスク発生の未然防止に努めます。

代理所業務管理については、巡回指導により、共済掛金等現金管理、契約申込書等の書類管理についてチェックを徹底します。

(2) 法令遵守の体制

社会的責任や公共的使命を常に認識し、確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、コンプライアンス・マニュアルを定め、法令遵守の意義をよく理解し、事業活動のみならず社会活動においてもコンプライアンスに適した行動をとる指針とします。

(3) 組合員以外の者の共済事業の利用の管理の体制

定款規定に従った組合員の加入、契約の獲得を推進し、員外利用率の管理を徹底するように努力します。

6. 組合の直近二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面

貸借対照表 平成21年3月31日

単位:千円			
資産の部	金額	負債の部	金額
現金及び預貯金	19,432	共済契約準備金	7,325
有価証券	20,064	代理所借等	3,142
代理所貸等	7,074	未払法人税等	300
関係団体出資金	2,300	退職給与引当金	0
不動産及び動産	670		
		負債合計	10,767
		純資産の部	金額
		出資金	3,109
		利益準備金	8,000
		特別積立金	23,850
		退職手当積立金	0
		当期末処分剰余金	3,814
		純資産合計	38,773
資産合計	49,540	負債及び純資産合計	49,540

貸借対照表 平成20年3月31日

単位:千円			
資産の部	金額	負債の部	金額
現金及び預貯金	15,270	共済契約準備金	8,194
有価証券	24,910	代理所借等	3,598
代理所貸等	5,327	未払法人税等	1,600
関係団体出資金	2,310	退職給与引当金	0
不動産及び動産	911		
		負債合計	13,392
		純資産の部	金額
		出資金	3,061
		利益準備金	6,500
		特別積立金	20,350
		退職手当積立金	0
		当期末処分剰余金	5,425
		純資産合計	35,336
資産合計	48,728	負債及び純資産合計	48,728

損益計算書

自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

単位:千円			
事業損失の部	金額	事業利益の部	金額
共済金	8,590	共済掛金	9,019
解約返戻金等	62	再共済収入	6,881
再共済料	4,975	受託業務手数料	45,567
事業費	43,974	支払準備金戻入	83
諸税負担金	883	責任準備金戻入	4,548
減価償却費	241		
支払準備金繰入	83		
責任準備金繰入	3,679		
事業損失合計	62,487	事業利益合計	66,098
事業利益金額	3,611	事業損失金額	0
事業外損失の部		事業外利益の部	
支払利息	0	利息及び配当金収入	39
有価証券償還損	0	有価証券償還益	110
雑支出	103	雑収入	32
事業外損失合計	103	事業外利益合計	181
経常利益金額	3,689	経常損失金額	
特別損失合計	0	特別利益合計	0
税等	300		
当期純利益金額	3,389	当期純損失金額	

損益計算書

自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日

単位:千円			
事業損失の部	金額	事業利益の部	金額
共済金	1,355	共済掛金	9,695
解約返戻金等	44	再共済収入	2,292
再共済料	6,022	受託業務手数料	52,889
事業費	47,731	支払準備金戻入	43
諸税負担金	2,446	責任準備金戻入	4,996
減価償却費	325		
支払準備金繰入	83		
責任準備金繰入	4,984		
事業損失合計	62,990	事業利益合計	69,915
事業利益金額	6,925	事業損失金額	
事業外損失の部		事業外利益の部	
支払利息	0	利息及び配当金収入	112
有価証券償還損	0	有価証券償還益	45
雑支出	166	雑収入	47
事業外損失合計	166	事業外利益合計	204
経常利益金額	6,963	経常損失金額	
特別損失合計	0	特別利益合計	0
税等	1,600		
当期純利益金額	5,363	当期純損失金額	0

平成 20 年度剰余金処分に関する書面

剰余金処分数額

自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

	千円	千円
I 当期末処分剰余金		3,814
1 当期純利益金額	3,389	
2 前期繰越剰余金	425	
II 剰余金処分数額		3,706
1 利益準備金	1,000	
2 特別積立金	2,706	
III 次期繰越損失金		108

平成 19 年度剰余金処分に関する書面

剰余金処分数額

自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日

	千円	千円
I 当期末処分剰余金		5,425
1 当期純利益金額	5,363	
2 前期繰越剰余金	62	
II 剰余金処分数額		5,000
1 利益準備金	1,500	
2 特別積立金	3,500	
III 次期繰越損失金		425

(2) 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(イ) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金

該当ありません

(ロ) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、(イ)に掲げるもの及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。）に該当する貸付金

該当ありません

(ハ) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(イ)及び(ロ)に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

該当ありません

(ニ) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金

該当ありません

(3) 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより、得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(イ) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更正、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

該当ありません

(ロ) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。）

該当ありません

(ハ) 要管理債券（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延をしている貸付金（(イ)及び(ロ)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(イ)及び(ロ)に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

該当ありません

- (ニ) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(イ)から(ハ)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

該当ありません

- (4) 特定共済組合にあっては、共済金等の支払能力の充実の状況（法第 58 条の四各号に掲げる額に係る細目を含む。）

該当ありません

- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (イ) 有価証券

単位：千円

銘柄	債権額又は株数	年 利 率 又 は 年 配 当 率 (%)	取得価額
割引商工債権	10,000	0.36	9,964
利付商工債権	10,000	1.35	10,000
社債計	20,000	—	19,964
株式	1,000	—	100
株式計	1,000	—	100
合計	—	—	20,064

- (ロ) 金銭の信託

該当ありません

- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当ありません

- (7) 貸付金償却の額

該当ありません

